

私立大「定員超過」による補助金“不交付”、 23年度から「経過措置」廃し、“本来”基準で強化！

“不交付”の入学定員超過率：
現行「1.34倍」以上を、23年度から「1.30倍」以上に！
24・25年度は「収容定員8,000人以上」の大学対象に、
24年度「1.25倍」以上、25年度「1.20倍」以上に！

旺文社 教育情報センター 22年11月

日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)はこのほど、「入学定員超過」や「収容定員超過」に対する「私立大学等経常費補助金」(補助金)の不交付の基準を“強化”(超過率の引き締め)することを決め、各私立大に通知した。

「定員超過」の不交付“基準”の概要、及びその背景や入試への影響などをまとめた。

○ 私学事業団は国から補助金の交付を受け、これを財源として全額、学校法人に対して私立大等の経常的経費について補助している。

補助金には教職員数や学生数等に応じた基盤的経費として不可欠な「一般補助」と、各大学の特色ある取り組み等を支援する「特別補助」とがある。

「一般補助」は、定員(入学定員：1年次の入学定員/収容定員：4年または6年課程全体の定員)の充足率(定員超過、定員割れ)に応じて基準額が調整され、交付額は“減額”または“不交付”になる。

<定員超過による“不交付”>

1. これまで、表1(次ページ)の①または②の定員超過率にある学部等への補助金は、“不交付”とされていた。

つまり、学部の収容定員に対する在籍学生数の割合が「1.50倍」以上、又は学部の入学定員に対する入学者数の割合が「1.30倍」以上(医・歯学部は「1.1倍」以上)の場合は不交付となる。

ただし、入学定員の超過率(本来、「1.30倍」以上が不交付)については、これまで“経過措置”として、20年度「1.40倍」以上 → 21年度「1.37倍」以上 → 22年度「1.34倍」以上と、不交付の要件を段階的に強化していた。(表1参照)

2. 23年度の不交付基準は、上記のような「経過措置」が終了し、“本来”の「1.30倍」以上となる。(表1参照)

3. 24・25年度については、不交付基準の適用対象校を、大学全体の「収容定員8,000人未満」の小中規模大学と「収容定員8,000人以上」の大規模大学(約40校)との2グループに分けて措置される。

「収容定員8,000人未満」の小中規模校については、24・25年度とも23年度と同様の不交付基準が適用される。(表2参照)

「収容定員 8,000 人以上」の大規模校については、学部の収容定員に対する在籍学生数の割合が 24・25 年度とも「1.40 倍」以上に引き締められるのに加え、学部の入学定員に対する入学者数の割合が、24 年度「1.25 倍」以上 → 25 年度「1.20 倍」以上と、段階的に強化される。(表 3 参照)

なお、“定員割れ学部等”に対しても、「一般補助」の“減額”や“不交付”の措置が講じられている。

●定員超過率と学部等への補助金の不交付 (表1)

年 度	①収容定員 (在籍学生数 収容定員)	②入学定員(入学者数/入学定員) 学部等(医・歯学部を除く)	
		<経過措置>	(本 来)
20年度	1.50倍以上	1.40倍以上	1.30倍以上
21年度	同上	1.37倍以上	同上
22年度	同上	1.34倍以上	同上
23年度	同上	1.30倍以上	

- 注 1. 在籍者数・入学者数は、当該年度の5月1日現在。
 2. 医・歯学部では、いずれの年度も「入学定員」の超過率が「1.1 倍以上」の場合、不交付となる。
 3. 大学(全体)等に対しても、左表のような超過率に応じて不交付となる。
 4. 表中①の「収容定員」は各学部の収容定員数がベース。大学規模別の「収容定員」は大学全体の収容定員数がベース。
 5. 「入学定員」超過率が、18年度：「1.44 倍」以上→19年度「1.43」倍以上→20年度以降：「1.30 倍」以上と強化されたため、20年度～22年度まで“経過措置”が講じられていた。

●24・25年度の学部等への補助金の不交付—(1) (表2)

年 度	①収容定員 (在籍学生数 収容定員)	②入学定員(入学者数/入学定員)
		「収容定員8,000人未満」の大学 学部等(医・歯学部を除く)
24年度	1.50倍以上	1.30倍以上
25年度	同上	同上

●24・25年度の学部等への補助金の不交付—(2) (表3)

年 度	①収容定員 (在籍学生数 収容定員)	②入学定員(入学者数/入学定員)
		「収容定員8,000人以上」の大学 学部等(医・歯学部を除く)
24年度	1.40倍以上	1.25倍以上
25年度	同上	1.20倍以上

○ “不交付”強化の背景

私立大の 21 年度帰属収入(速報値)、3 兆 2,334 億円の約 77%が「学生生徒等納付金」で、「補助金」は約 11%に当たる 3,622 億円に留まる。そのため、各大学は、大学設置基準等を横目に、出来るだけ多くの学生を入学させようとする。

ただ、学生数が設置基準を超えて多過ぎると、教育・研究の質保証に問題が生じかねない。

また、収容定員が 8,000 人以上のような大規模校の学生の寡占化については、大学の機能別分化や個性・特色の促進、中小規模校の経営基盤の確保等の観点からも問題視されている。こうした問題点を解消すべく、大規模校への不交付基準の一層の強化が図られたとみる。

○ 入試への影響

最近の私立大入試の状況をみると、入学定員を満たしている大学・学部を中心に、入学者の質保証や定員超過による補助金の減額や不交付、新增設学部・学科や収容定員増の認可申請の要件などを斟酌して入学者数を規定内に留めるよう、合格者数を絞り込む傾向にある。

23 年度以降も、こうした傾向は続くと思われる。特に 24 年度からは大規模校、すなわち難関校～準難関校といった有力大学・学部での一層の合格者数絞り込みによって、これらの大学・学部での“難化”も十分予測される。

なお、「補助金」交付についての「取扱要領」や「配分基準」についての公表は例年、年明けの 2 月に私学事業団のホームページ等で公表されている。今回は、23 年度以降の入試(募集人員、合格者数と入学者数<歩留まり>)とも深く関わってくることなどから、各私立大学に早めに通知したとみられる。